

# 出生

# 赤ちゃんが生まれた方へ

\_\_\_\_月 \_\_\_\_日受付

出生日を含めて14日以内に本館1階 市民課 4番窓口  
出生届を提出してください。(TEL 20-5288)

《届出に必要なもの》

- 「出生証明書」…医師または助産師が記入したもの。出生届の右半面です。
- 「母子健康手帳」…母子健康手帳に出生届出済の証明をします。
  - ・届出人欄は、生まれた子の父または母が記入してください。出生届を持参される方は、祖父母や代理の方でも構いません。
  - ・届出人の本籍地、所在地または生まれた子の出生地で届出ができます。
  - ・時間外窓口において、出生届の受付のみ行っています。母子健康手帳の証明は、届出後、平日の業務時間中に市民課に持参し、証明を受けてください。
  - ・出生届と同時に生まれた子のマイナンバーカードを申請する場合は、数字4桁の暗証番号の設定が必要です。
  - ・その他出生にともなう必要な手続きは、出生届出後、平日の業務時間中に来庁して行ってください。

本人確認書類（有効期限内のもの）を忘れずにお持ちください！

【1点で本人確認できるもの】

- ・運転免許証 ・マイナンバーカード
- ・パスポート ・障害者手帳
- ・在留カード ・特別永住者証明書
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証等

【上記をお持ちでない場合】

次の中から2点をお持ちください。

- ・健康保険証または資格確認書
- ・年金手帳 ・年金証書
- ・介護保険被保険者証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

- ・代理人の方が手続きする場合は、委任状が必要です。
- ・各用紙に記入する氏名が自署でない場合等、印鑑が必要になることがあります。
- ・世帯状況等によっては、その他の手続きが必要になる場合があります。

R7.4.1

該当	下記に当てはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	済	担当課	
住所・戸籍	<input type="checkbox"/>	生まれた子がマイナンバーカードを取得する	◎マイナンバーカードの申請	<input type="checkbox"/>	本館1階 市民課 TEL 20-5736	
	<input type="checkbox"/>	生まれた子が国民健康保険に加入する (社会保険等に加入しない)	◎国民健康保険の加入	<input type="checkbox"/>		
保険・年金	<input type="checkbox"/>	出産された方で、出産時に国民健康保険に加入していた方	◎国民健康保険 出産育児一時金の申請 ※直接分娩機関に支払う「直接支払制度」を利用した方で、分娩費用が出産一時金を上回った場合は手続きの必要はありません。 ・出産された方が、1年以上勤め、退職後6か月以内に出産した場合は当時加入していた保険者へ請求してください。 ・福井市の国民健康保険以外に加入している方は、加入している健康保険の保険者または勤務先に確認してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分娩費領収書(写し)</li> <li>・分娩機関合意書</li> <li>・普通預金通帳</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	本館2階 保険年金課 TEL 20-5678
	<input type="checkbox"/>	出産された方で、国民年金第1号被保険者の方	◎産前産後期間に係る国民健康保険税の免除の申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康手帳</li> <li>・出生証明書など出産日および親子関係がわかる書類(出産後に申請する場合で被保険者と子が別世帯の場合)</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	出産された方で、国民年金第1号被保険者の方	◎産前産後期間に係る国民年金保険料の免除の申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「年金手帳」または「基礎年金番号通知書」</li> <li>・母子健康手帳</li> <li>・出生証明書など出産日および親子関係がわかる書類(出産後に申請する場合で被保険者と子が別世帯の場合)</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	出産された方で、国民年金を受給している方	◎子の加算開始事由該当届の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康手帳</li> <li>・年金証書</li> <li>・戸籍謄本</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	

	該当	下記に当てはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	済	担当課
児童手当など	<input type="checkbox"/>	高校3年生相当（満18歳の年度末）までの子どもを養育している	◎児童手当の申請 ・ 出生日の翌日から15日以内に申請された場合は、出生日の翌月分からの支給に、15日を過ぎてから申請された場合は、申請日の翌月分からの支給になります。	・ 普通預金通帳（申請者） ・ マイナンバーがわかるもの（申請者及び配偶者）	<input type="checkbox"/>	別館2階 こども政策課 TEL 20-5412  お渡しするもの <input type="checkbox"/> はぐくむbook <input type="checkbox"/> ブックスタート <input type="checkbox"/> 市社協
	<input type="checkbox"/>	高校3年生相当（満18歳の年度末）までの子どもを養育している	◎子ども医療費助成の申請 ・ 子どもの医療費を助成する制度です。	・ 加入健康保険情報がわかるもの（お子様全員） ・ 普通預金通帳（保護者）	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	高校3年生相当（満18歳の年度末）までの子どもを養育するひとり親家庭等の保護者	◎児童扶養手当の申請	・ お問合せください。	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	20歳未満（満20歳到達月未まで）の子どもを養育するひとり親家庭等の保護者	◎ひとり親家庭等医療費等助成の申請	・ お問合せください。	<input type="checkbox"/>	
子育て	<input type="checkbox"/>	第2子以降の0～2歳児を在宅で育児する世帯	◎在宅育児応援手当 ・ 支給要件等の詳細についてはお問合せください。		<input type="checkbox"/>	別館2階 こども政策課 TEL 20-5412
	<input type="checkbox"/>	保育園、認定こども園に入園を希望する	◎こども保育課にご相談ください。		<input type="checkbox"/>	別館2階 こども保育課 TEL 20-5270
	<input type="checkbox"/>	母子健康手帳を持っている	◎妊婦一般健康診査受診票に添付されている出生連絡票を、市に送付してください。出生体重が2,500g未満の場合は、届出が義務づけられており、この出生連絡票は、低体重児届出書も兼ねています。	・ 母子健康手帳	<input type="checkbox"/>	こども家庭センター 「ふくっこ」 (城東4丁目14-30) TEL 20-5337
	<input type="checkbox"/>	出産された方	◎妊婦のための支援給付 ・ 赤ちゃん訪問の面談後に申請できます。	・ 普通預金通帳（出生児の母名義） ・ 母子健康手帳	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	定期予防接種（無料）を受ける	◎定期予防接種（無料で接種できる予防接種）は、対象年齢にあわせて通知します。		<input type="checkbox"/>		
その他	<input type="checkbox"/>	下水道/（美山地区）浄化槽/集落排水を使用している	◎市の水道を使用の場合は、連絡不要です。 ◎市の水道以外の水（井戸水等）を使用の場合は、連絡が必要です。 ・ 世帯人数が変更になる場合は、変更届の提出		<input type="checkbox"/>	上下水道局1階 上下水 お客様センター TEL 20-5621